

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況について

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 196 条の 10 の規定により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、サービスの提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない、と規定されているため実施事業所より報告を受けるものである。

1 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の概要について

(1) 事業の基本方針

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、重度の障害者等に対して、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うものでなければならないものとする。

(2) 従来の共同生活援助との主な相違点

- 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 人以上の夜間支援従事者（宿直勤務を除く）を置くこととする。
- 共同生活住居の入居定員は従来と同様に 2 人以上 10 人以下とするものであるが、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者の支援に支障がない場合には、1 つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1 つの建物の入居定員の合計は 20 人以下とする。また、1 ユニットの入居定員は 2 人以上 10 人以下とする。
- 指定短期入所（併設型又は単独型に限る）を同時に行うものとする。（必置）
- 常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させるものとする。
- 地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないものとする。

2 実施事業所の概要

事業所名	あっとはうす
指定年月日	平成 30 年 6 月 1 日
実施状況等	別紙のとおり